

同窓会規則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は山梨県立甲府第一高等学校同窓会という。

(事務局)

第2条 この会は事務局を山梨県立甲府第一高等学校内に置く。

(目的)

第3条 この会は会員相互の親睦を図り母校教育の本旨を貫徹することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、この会は次の事業を行なう。

- 1 会誌、会報および会員名簿の発刊
- 2 各種集会の開催
- 3 優良生徒の表彰
- 4 奨学金の給付
- 5 その他必要事項

(支部)

第5条 1 この会は必要な場所に支部を置くことができる。

- 2 支部に関する規程は別に定める。

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 1 この会の会員を次の3種とする。

- (1) 普通会員 (2) 特別会員 (3) 名誉会員

2 普通会員は徽典館中学科、山梨県立甲府中学および甲府第一高等学校（以下「母校」という）卒業生およびこれに準ずる者、ならびに母校在籍者で、総会において推薦せられた者とする。

(会費)

第7条 普通会員は入会金として別に定める金額を納めなければならない。

（6,000円 但し在学中の各年度に2,000円ずつ納入する。平成13年度から実施）

第8条 普通会員は会費として毎年、別に定める金額を納めるものとする。

第3章 役 員

(役員の種類)

第9条 この会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 常任理事 若干名（内1名庶務、1名会計、1名事務局長とする）
- 4 理事 若干名
- 5 監事 3名
- 6 評議員 若干名

(任 務)

- 第 10 条 1 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3 常任理事または理事は会務を処理し、監事は会計を監査し総会に報告する。
4 評議員は会長の諮問に応じ、重要事項を協議決定する。

(選 出)

- 第 11 条 1 会長および副会長は総会において会員のうちから選出する。
2 常任理事、理事および監事は普通会員または特別会員のうちから総会の議を経て会長がこれを委嘱する。
3 評議員は各卒業期毎にその卒業期の会員のうちから 5名を選出する。

(任 期)

- 第 12 条 1 役員の任期はすべて 2カ年とする。但し再任は妨げない。
2 補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 名誉会長、顧問および参与

(選出・任務および任期)

- 第 13 条 1 この会の名誉会長 1名ならびに顧問および参与を若干名を置くことができる。
2 名誉会長は会員のうちから総会の議を経てこれを推戴する。
3 顧問および参与は会員のうちから総会の議を経て会長がこれを委嘱する。
4 名誉会長・顧問および参与は会長の諮問に応じ、または役員会に出席して意見を述べることができる。
5 任期は役員に準ずる。

第 5 章 会 議

(種 類)

- 第 14 条 会議は総会、理事会および評議委員会とする。

(招 集)

- 第 15 条 総会は、定期総会および臨時総会とし、定期総会は毎年 1回会長がこれを招集する。
臨時総会は会長が必要と認めたとき、または理事ないし評議員の過半数から会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき招集する。

- 第 16 条 理事会は年 1回以上、評議員会は必要の都度これを開催し、招集その他は総会に準ずる。

(議 長)

- 第 17 条 会長は会議の議長となり議事を処理する。

- 第 18 条 1 議事は議決については特別の定めある者を除き、出席者の過半数をもって決する。
2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

第 6 章 会 計

- 第 19 条 この会の経費は、次に掲げるものをもってこれに当てる。但し会員および有志の寄付金は、この会の基金として特別の必要に基き総会が議決した場合のほか支出してはならない。

1 入会金 2 会 費 3 寄付金 4 借入金 5 雑収入

(会計年度)

- 第 20 条 この会の会計年度は毎年 4月 1日に始まり翌年 3月 31日に終わる。

第 7 章 雜 則

(異動通知)

第 21 条 会員はその氏名、住所、職業等に異動があったときは、すみやかに、その旨この会に通知しなければならない。

(会則の変更)

第 22 条 この会則は総会の決議によらなければ変更することはできない。

附 則

(施行年月日)

第 23 条 この会則は昭和33年 7月12日からこれを施行する。

(役員等選出の特例)

第 24 条 1 この会則施行の日において現に理事および評議員の職にあるものは第11条の規程にかかわらず、この会則によって選出せられたものとし、任期は第12条の規定にかかわらず、昭和35年度定期総会の日までとする。

2 この会則施行の日に新たに選出された役員ならびに名誉会長、顧問および参与の任期についても前項を準用する。

同窓会支部規則

(目的)

第1条 この規則は山梨県立甲府第一高等学校同窓会会則（以下会則という）第5条により、この会の支部について定めるものとする。

(支部設置基準)

第2条 支部は原則として都道府県単位に設立するものとする。但し、東京都においてはこの限りではない。

(支部設立手続)

第3条 支部を設立しようとするときは、支部規約、会員名簿および役員名簿を会長に提出して、その承認を受けなければならない。

(支部の役員)

第4条 役員の種類、任務、選出方法、任期等はすべて本部に準ずる。

(支部の会議)

第5条 会議の種類、招集、議事等についても本部に準ずる。

(支部の経費)

第6条 支部の経費は、特に定める場合を除くほか、当該支部において負担するものとする。

(支部の廃合)

第7条 支部の廃止分合については、すべて会長の承認を受けなければならない。

附 則

(施行月日)

第8条 この規則は、昭和33年7月12日からこれを施行する。